

平成 30 年度空き家リフォーム支援事業募集（空き家バンク登録住宅）のご案内

市では、市内に存在する空き家の有効活用を図り、本市への移住・定住を促進するため、空き家バンクに登録されている空き家や登録されていた空き家を市内の事業者を利用してリフォーム（改修）工事や家財道具の処分を行う方に対し、補助金を交付する事業の申請を下記のとおり受付けています。

1 対象となる空き家

○さぬき市空き家バンク（かがわ住まいネット）に登録されている（又は登録されていた）市内に存する住宅

2 対象となる方

- 補助対象となる空き家を所有している方
- 補助対象となる空き家を購入又は賃借して利用する方
- 本人及び同一世帯に属する方が、市税及び国民健康保険税を滞納していない方

3 対象となる事業等

- 住宅の修繕、補修等のリフォーム工事（改修工事）
- 空き家を利用するために不要な家財道具等の処分費用
- 平成 31 年 3 月 11 日（月）までに事業の実績報告を行う事が可能な事業

4 補助額

- 補助対象経費（消費税込み）の 2 分の 1
- リフォーム工事（改修工事） 100 万円（上限額）
家財道具等の処分費用 10 万円（上限額）

5 募集期間

平成 30 年 4 月 2 日（月）から、先着順により随時に受付しています。
受付時間は、9：00～12：00 13：00～16：00 です。
申請が予算額に達した時点で交付申請の受付を終了します。

6 注意事項

- 補助金の交付は、同一の住宅に係る工事について、一回限りです。過去にこの事業、住宅リフォーム支援事業及び住宅リフォーム促進支援事業の補助金の交付を受けた住宅は対象になりません。
- 交付申請の時点で完了している工事や、交付決定前に着工する工事は対象となりません。

7 申請手続き

交付申請書に必要事項等を記入し、直接都市計画課の窓口で申請してください。郵送による受付はしませんので、必ず持参してください。
※交付申請書は、市のホームページからダウンロードするか、都市計画課の窓口でお受け取りください。

8 問合せ先及び申込先

さぬき市役所 建設経済部都市計画課 ☎（087）894-1113
<http://www.city.sanuki.kagawa.jp/life/living/repair/repair.html>